

防災科学技術委員会の概要

1 防災科学技術委員会の設置（科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第 5 条）

研究計画・評価分科会において、特定の事項を機動的に調査するため、委員会が設置されている。

○科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会における部会・委員会の設置について（令和 5 年 3 月 6 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会決定）

科学技術・イノベーション基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における防災科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。

なお、評価については、新規で実施する研究開発課題の事前評価、既に実施している研究開発課題の中間評価、終了した研究開発課題の事後評価をそれぞれ調査事項として取り扱っている。

2 委員の構成（科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第 5 条第 2 項）

研究計画・評価分科会長が指名する、委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員により構成されている。

3 委員会の成立条件（防災科学技術委員会運営規則第 3 条）

委員会は、委員、臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の公開（防災科学技術委員会運営規則第 5 条）

委員会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、原則公開とする。

- ・ 人事に係る案件
- ・ 行政処分に係る案件
- ・ 個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

議事録は、委員確認後に原則公開とする。ただし、上記の事項について調査審議を行った場合は、非公表とすることができる。

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則

(平成13年2月27日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会決定、平成19年2月6日一部改正、平成23年2月15日一部改正、平成31年4月17日一部改正)

第1条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号。）及び科学技術・学術審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 分科会は、委員及び臨時委員の合計25名程度で組織する。

第3条 分科会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって分科会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、分科会長が次の会議において報告をしなければならない。

第4条 分科会に置かれる部会（以下「部会」という。）の名称及び所掌事務は、分科会長が分科会に諮って定める。

2 部会の会議は、部会長が招集する。

3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 分科会長は、科学技術・学術審議会運営規則第4条第3項または第5項により分科会に付託された事項の調査審議をその内容に応じて関係する部会に付託することができる。

5 前項の規定により部会に付託された事項であって、科学技術・学術審議会運営規則第4条第4項又は第5項の規定により分科会の議決をもって審議会の議決とする事項については、分科会が特に分科会の議決を経る必要があると認めた場合を除き、部会の議決をもって分科会の議決とする。

6 前項の規定により部会の議決をもって分科会の議決としたときは、部会長は、次の分科会にその内容を報告するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第5条 分科会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、分科会長が指名する。
- 3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから分科会長の指名する者が、これに当たる。
- 4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
- 5 委員会の会議は、主査が招集する。
- 6 主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 主査は、委員会における調査の経過及び結果を分科会に報告するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

第6条 分科会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 分科会長の決定その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前2号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、分科会において非公開とすることが適当であると認める案件

第7条 分科会長は、分科会の会議の議事録を作成し、分科会所属の委員及び臨時委員に諮った上で、これを公表するものとする。

- 2 分科会が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、分科会長が分科会所属の委員及び臨時委員に諮った上で、当該部分の議事録を非公表とすることができる。

第8条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会における部会・委員会の設置について

令和 5 年 3 月 6 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会

1. 科学技術・学術審議会令第六条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に以下の部会を設置する。

名 称	調査審議事項
地球観測推進部会	「地球観測の推進戦略」を踏まえて、関係府省・機関の緊密な連携・調整の下で、地球観測の推進に関する重要事項の調査審議を行う。
宇宙開発利用部会	文部科学省における宇宙の開発及び利用に関する重要事項の調査審議を行う。

2. 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に以下の委員会を設置する。

名 称	調査事項
ライフサイエンス委員会	科学技術・イノベーション基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省におけるライフサイエンスに関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
環境エネルギー科学技術委員会	科学技術・イノベーション基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における環境科学技術及びエネルギー科学技術（原子力に係るものを除く）に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
ナノテクノロジー・材料科学技術委員会	科学技術・イノベーション基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省におけるナノテクノロジー・材料科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。

防災科学技術委員会	科学技術・イノベーション基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における防災科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
航空科学技術委員会	科学技術・イノベーション基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における航空科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
原子力科学技術委員会	科学技術・イノベーション基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における原子力（核融合に係るものを除く）に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
核融合科学技術委員会	科学技術・イノベーション基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における核融合に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
量子科学技術委員会	科学技術・イノベーション基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における量子科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会
防災科学技術委員会運営規則

平成23年4月25日

平成31年4月24日一部改正

防災科学技術委員会

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災科学技術委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年6月7日政令第279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則（平成13年2月27日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(作業部会)

第2条 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、委員会の主査が指名する。
- 3 作業部会に作業部会の主査を置き、当該作業部会に属する委員等のうちから委員会の主査の指名する者が、これに当たる。
- 4 作業部会の主査は、当該作業部会の事務を掌理する。
- 5 作業部会の会議は、作業部会の主査が招集する。
- 6 作業部会の主査は、作業部会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 作業部会の主査に事故があるときは、当該作業部会に属する委員等のうちから作業部会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 作業部会の主査は、作業部会における調査の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(議事)

第3条 委員会及び作業部会（以下「委員会等」という。）は、当該委員会等に属する委員、臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(書面による議決)

第4条 主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、主査が次の会議において報告をしなければならない。

(会議の公開)

第5条 委員会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 委員会の主査又は作業部会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

(同前)

第6条 委員会の主査又は作業部会の主査は、委員会等の会議の議事概要を作成し、所属の委員等に諮った上で、これを公表するものとする。

2 委員会等が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、委員会の主査又は作業部会の主査が委員会等所属の委員等に諮った上で当該部分の議事概要を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会等の議事の手続その他委員会等の運営に関し必要な事項は、委員会等の主査が当該委員会等に諮って定める。

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会
防災科学技術委員会の公開の手続きについて

平成23年4月25日
平成31年4月24日一部改正
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
防災科学技術委員会

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災科学技術委員会運営規則第7条に基づき、「防災科学技術委員会の公開の手続きについて」について、以下のように定める。

1. 会議の日時・場所・議事を開催の原則1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> の報道発表の一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
2. 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ①一般傍聴者については開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災科学技術委員会の事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災科学技術推進室）に登録する。
 - ②基本的には先着順に傍聴者を決定する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし（撮影のために会議冒頭のみ入場する報道関係者を除く。）、開催前日17時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災科学技術委員会の事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災科学技術推進室）に登録する。
 - (3) 委員関係者、各府省関係者
委員関係者、各府省関係者については、開催前日17時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災科学技術委員会の事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災科学技術推進室）に登録する。
3. 会議の撮影、録画、録音について
 - (1) 傍聴者は、主査が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
 - (2) 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。

- ①会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、主査又は事務局の指示に従うものとする。
 - ②スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 - ③撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
- (3) 委員会の記録は、委員確認済みの議事録を以て公式の記録とする。

4. その他

- (1) 傍聴者が、会議の進行を妨げていると主査が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、主査が許可した場合を除き、会議の開始後に入場する事を禁止する。
- (2) 傍聴者数については、会場の都合により人数を制限する場合がある。
- (3) その他、詳細は主査の指示に従うこととする。